

○大府市軽自動車税の課税保留等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽自動車税の課税客体となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車が、盗難、解体、行方不明等の理由により課税することが適当でない場合において、課税の適正化及び事務の効率化を図るため、軽自動車税の課税保留又は職権廃車をすることについて、大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号）第78条第2項及び第3項の規定によるほか、事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(課税保留の基準)

第2条 軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）は、別表第1の理由のいずれかに該当し、適当と認められる場合に、当該理由に基づく状況が解消されるまでの間軽自動車税の課税を保留する。

2 前項の課税の保留（以下「課税保留」という。）に係る適用の始期は、別表第1の左欄に掲げる理由に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとする。

(職権廃車の基準)

第3条 原動機付自転車及び小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）は、別表第2の理由のいずれかに該当し、適当と認められる場合に、職権により廃車する。

2 前項の職権による廃車（以下「職権廃車」という。）に係る適用の始期は、別表第2の左欄に掲げる理由に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(軽自動車等における課税保留の処理方法)

第4条 所有者又は所有者の親族若しくは相続人から課税保留に該当する軽自動車等として申出があった場合は、当該軽自動車等について事情を聴取し、第2条第1項の規定に基づいて課税保留が適当と認められるものについては、軽自動車税課税保留申立書（第1号様式。以下「課税保留申立書」という。）に、別表第1の左欄に掲げる理由に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる添付書類を添えて提出させ、申立内容について調査の上、その状況について課税保留・職権廃車に係る調査書兼決議書（第2号様式。以下「調査書兼決議書」という。）を作成する。この場合において、提出された書類に必要な事項が記載されている場合は、当該事項についての調査を省略することができる。

2 所有者が所在不明又は死亡の場合は、使用者又は相続人若しくは所有者の親族に課税保留申立書の提出を依頼するものとする。

3 解散している法人で代表者が所在不明の場合は、法人の関係者に課税保留申立書の提出を依頼するものとする。

4 廃車申告が可能なものについては、課税保留の対象とせず、所有者、使用者等に廃車申告を行うよう指導し、やむを得ないと認められるものに限り、前3項の規定により処理を行う。

5 所有者、使用者及び軽自動車等がともに行方不明となっている場合において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する国土交通大臣の行う自動車の検査対象となる軽自動車等は、自動車検査証（以下「検査証」という。）の有効期間の満

了する日から3月を経過したもので、課税保留を行うことが適当と認められるものについては、所有者、使用者及び軽自動車等の所在について調査を行い、軽自動車等・原動機付自転車等及び所有者等の所在不明調書（第3号様式。以下「所在不明調書」という。）及び調査書兼決議書を作成する。

6 所有者、使用者及び軽自動車等がともに行方不明となっている場合において、前項の自動車検査の対象とならない軽自動車等のうち、2度連続して公示送達が行われたものについては、所有者、使用者及び軽自動車等の所在について調査を行い、所在不明調書及び調査書兼決議書を作成する。

7 所有者が死亡し、相続人又は親族の所在が不明である場合、所有者が海外に転出し親族の所在が不明である場合若しくは所有者の住民票が職権消除された場合については、前2項の規定により処理を行う。ただし、所有者の住民票が職権消除された場合については、検査証の有効期限の満了を待たずに調査を行うことができる。

（原動機付自転車等における職権廃車の処理方法）

第5条 第3条第1項の規定に基づき、職権廃車を行う場合には、所有者、使用者及び原動機付自転車等の所在について調査を行い、所在不明調書及び調査書兼決議書を作成する。

（課税保留等の決定）

第6条 前2条の規定により作成した調査書兼決議書に、関係書類を添付した上で回議し、課税保留又は職権廃車（以下「課税保留等」という。）について決裁を受け、決裁後、直ちに軽自動車等及び原動機付自転車等の登録情報の変更及び調定変更を行う。

（年度を遡って課税保留等を行った場合の取扱い）

第7条 年度を遡って課税保留等を行った場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5第4項の規定に基づき、軽自動車等又は原動機付自転車等を所有していないこととなった期間の軽自動車税を減額する賦課決定をすることができる。

（課税保留等の処分後における課税）

第8条 課税保留等の処分を決定した後において、当該課税保留等の理由が消滅した場合は、次に掲げる方法によって処理を行う。

(1) 課税保留等を行った軽自動車税に係る軽自動車等又は原動機付自転車等が、その後において運行の用に供している事実が確認された場合は、当該事実が確認された日の属する年度の翌年度から課税する。

(2) 不正行為に起因して課税保留等が行われたことが判明した場合は、地方税法第17条の5第6項の規定に基づき、軽自動車税の賦課決定を行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

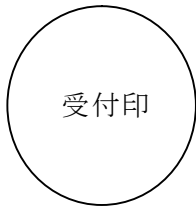
別表第1（第2条関係）

理 由		適用の始期	添付書類
1	盗難により軽自動車等の所在が不明（課税保留申立書に警察署へ提出した盗難届の受理番号が記載されている場合に限る。）	盗難のあった日	盗難届の受理番号教示書
2	名義変更の申告をすることなく譲渡したことにより軽自動車等の所在が不明（売買契約書等の写しにより譲渡の日が明確になる場合に限る。）	譲渡が行われた日	売買契約書等の写し
3	所有者又は使用者の住所が不明	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の検査対象となる軽自動車等は、調査を行った年度の末日 ・自動車の検査対象とならない軽自動車等で、2度連続して公示送達が行われたものは、2度目の公示送達が行われた年度の末日 	
4	所有者が海外に転出し、かつ、親族の所在が不明		
5	所有者の住民票の職権消除		
6	火災、天災、交通事故等により修理しても再び使用に耐えられない軽自動車等（使用不可能となった日を証明する書類がある場合に限る。）	左欄の理由が発生した日	り災証明、交通事故証明書又は事故等による損壊の程度を証明する書類
7	解体業者その他業者によって原形をとどめない程度に解体された軽自動車等（解体された日を証明する書類がある場合に限る。）	解体された日	解体証明書又は解体日がわかる領収書等
8	所有者の死亡（調査により相続人又は親族が確認できない場合に限る。）	所有者の死亡の日	

別表第2（第3条関係）

理 由		適用の始期
1	所有者又は使用者の住所が不明（2度連続して公示送達が行われた場合に限る。）	2度目の公示送達が行われた年度の末日
2	所有者が海外に転出し、かつ、親族の所在が不明（2度連続して公示送達が行われた場合に限る。）	
3	所有者の死亡（調査により相続人又は親族が確認できない場合に限る。）	所有者の死亡の日

第1号様式（第4条関係）



大府市長

様

軽自動車税課税保留申立書

年 月 日

申立者 住所又は所在地

氏名又は名称

電話番号 ()

次のとおり、軽自動車等（軽自動車・二輪の小型自動車）が使用できない状況となっておりますので、課税の保留を申し立てます。

申立者		1 所有者 2 所有者の親族・相続人 3 使用者 4 その他 ()			
所有者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
使用者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
車両情報		車両番号		種別	
		車台番号		車名	
納税義務者		所有者・使用者 と同じ			
軽自動車等の現況		1 盗難 2 無申告による譲渡 3 所有者・使用者不明 4 火災、天災、交通事故等 5 解体	左の事実の発生時期、経過等を具体的に記載してください。		
盗難届の受理番号					
標識・検査証の有無		標識	有・無		
		検査証	有・無		
			有効期限	年 月 日	
無申告譲渡の場合の譲渡先		住所又は所在地			
		氏名又は名称		電話番号	()

注 1 該当部分に○を付け、必要事項を記載してください。

2 本書のコピーを申立者控えとします。

第2号様式（第4条—第6条関係）

課税保留・職権廃車に係る調査書兼決議書

年 月 日

担当者氏名

担当者氏名

軽自動車等（軽自動車・二輪の小型自動車）・原動機付自転車等（原動機付自転車・小型特殊自動車）について調査を実施したところ、その概要は次のとおりです。なお、次のとおり（課税保留・職権廃車）を行ってよろしいか。

所 有 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
使 用 者	住所又は所在地					
	氏名又は名称					
納税義務者	所有者・使用者 と同じ					
車 両 情 報	車両番号		種 別			
	車台番号		車 名			
課 税 額 等 の 状 況	年度	個人番号	課 税 額	既納税額	未 納 額	備 考
調 査 事 項	調査事項のうち、添付書類に記載されている事実と相違ない部分は、省略します。					
	車 両 の 現 況					
	標 識 の 状 況	有・無(_____ に所在)				
	検 査 証 の 状 況 等	有・無(_____ に所在) 有効期限： 年 月 日				
	廃車申告の見通し					
	その他の特記事項					
盗難届の受理番号						
添 付 書 類	1 課税保留申立書 2 所在不明調書 3 検査証(写し) 4 その他提出書類(_____)					
調 査 者 の 意 見	本件は、大府市軽自動車税の課税保留等に関する事務取扱要綱の別表第(1・2)の____に該当すると認められますので、(課税保留・職権廃車)を行うことが適当と思われれます。また、_____年度以後の課税については、税額を減額する賦課決定を行うことが適当と思われれます。					
調 査 年 月 日	年 月 日 (～ 年 月 日)					

第3号様式（第4条、第5条関係）

軽自動車等・原動機付自転車等及び所有者等の所在不明調書

所有者		住所又は所在地		
		氏名又は名称		
使用者		住所又は所在地		
		氏名又は名称		
納税義務者		所有者・使用者と同じ		
車両 情報	車両番号		種別	
	車台番号		車名	
現地調査日		年 月 日		
軽自動車等又は 原動機付自転車 等の状況				
所有者の状況				
使用者の状況				
調査の結果は、以上のとおりです。				
年 月 日				
担当者氏名				
担当者氏名				

注 この調書は、以下の場合に作成する。

- 1 所有者及び使用者が所在不明であり、軽自動車等又は原動機付自転車等が所在不明である場合
- 2 所有者が海外へ転出していて、軽自動車等又は原動機付自転車等が所在不明である場合